

# 労務 ROAD

## ■通知カード廃止による本人確認書類の変更について

令和2年5月の法改正により、マイナンバー（個人番号）の通知カードが廃止になったため、現況と相違している場合は、申請に使用することができなくなりました。

※マイナンバーを申請書に記入する際は、以下の本人確認書類の添付（①②1点ずつ）が必要です。

|                     |   |   |   |   |
|---------------------|---|---|---|---|
| <p>①<br/>番号確認書類</p> |  <p>マイナンバーカード（裏面）</p>  |  <p>個人番号の通知カード（現況に相違のないもの）</p> |  <p>住民票</p>    |  <p>住民票記載事項証明書</p>    |
| <p>②<br/>身元確認書類</p> |  <p>マイナンバーカード（表面）</p> |  <p>運転免許証</p>                 |  <p>パスポート</p> |  <p>その他写真つき身分証明書</p> |

※申請書にマイナンバーが必要なケース・・・  
マイナンバーを利用して、自治体に所得（課税・非課税）の確認を希望する場合や、保険証の記号・番号が不明な場合に必要となります。

【全国健康保険協会 より】

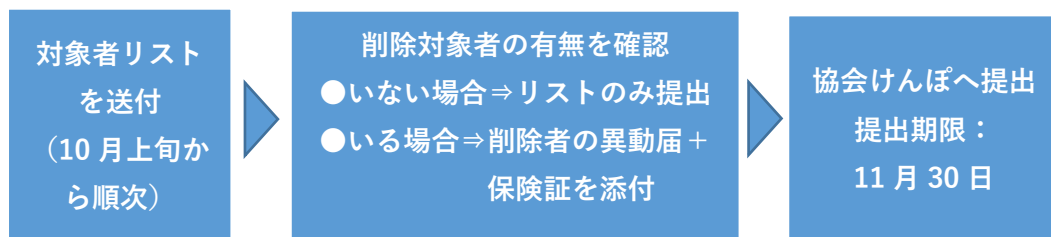
## ■令和2年度の被扶養者の資格再確認について

協会けんぽでは、毎年度、被扶養者資格の再確認が実施されます。

【対象者】令和2年4月1日において18歳以上の被扶養者  
※4月1日以降に扶養認定された方は対象外です。

協会けんぽ

事業所（事務ご担当者）



※今年度は下記該当する場合は事実を証明する書類も併せて添付が必要となります。  
・被保険者と別居している被扶養者・・・仕送りの事実と仕送り額がわかる書類  
・海外に在住している被扶養者・・・海外特例要件に該当していることがわかる書類

【全国健康保険協会 より】

VOL.713  
(2009—2)



(旧 河本社労士事務所)

〒541-0056  
大阪市中央区久太郎町  
1-9-26 船場 ISビル 5F  
TEL:06-6264-6264  
FAX:06-6264-6265  
HP: <https://k-s-j.net/>  
編集担当：君野・黒瀬・茅原

社長が入れる  
労災保険のことなら  
「葛城経営研究会」

詳しくは、  
06-6264-6543 まで！

夏は我が家ではよく「そうめん」を食べます。先日、友人とそうめんの話になり、何気なく「薬味とハムや卵以外にそうめんには添えるものないかな～」と聞くと「それって冷やし中華の具みたいだね！」と驚かれました。実家を出てから10年以上経っていますが、未だに自分の家での当たり前が、世間のマイナーだという事がまだまだあるんだな～と思いました。（黒瀬）

9月 労務スケジュール

- ・健康増進普及月間
- ・障害者雇用支援月間